

事前評価票【No.16】

施策等名	既存ストックを活用した高潮等に対する海岸防災機能の高度化	担当課	河川局海岸室 港湾局海岸・防災課
施策等の概要	<p>老朽化等により、充分な防護機能を有していない海岸保全施設を対象として、面的防護方式^{注)}等による改築・更新、迅速な避難や緊急復旧等に活用可能な管理用通路等の整備、災害関連情報の提供・水門・陸閘等の遠隔操作を行う光ファイバー等の整備など、機能の高度化を一体的・重点的に実施する「海岸危機管理機能高度化事業」を創設する。 【予算額：海岸事業費305億円（国費、河川局所管分）、323億円（国費、港湾局所管分）の内数】</p>		
施策等の目的	<p>ゼロメートル地帯等における高潮等の災害に対する安全な防護を図るとともに、災害発生時における危機管理体制の充実を図り、地域の安全性向上を目的とする。</p>		
関連する政策目標	18) 災害による被害の軽減		
関連する業績指標	72) 津波・高潮等の災害から防護されていない人口や土地面積		
指標の目標値等	230万人・10万ha（平成18年度）		
施策等の必要性	<p>昭和30年代より本格的に開始された海岸保全施設の整備率は未だ約4割に留まっているとともに、既設堤防の老朽化も進み、津波・高潮からの防護は依然十分に達成されているとは言えない状況。（＝目標と現状のGAP）</p> <p>背後地の安全性向上のため、引き続き海岸保全施設の整備を推進していくが、一方で、伊勢湾等を契機に整備された施設の老朽化が進むなど、再整備が必要な施設の延長が、要保全海岸延長の約20%に及ぶ地域もあり、整備率は向上しても背後地の安全度は必ずしも確保されない場合が増加している。（＝原因分析）</p> <p>背後地の安全性を確実に確保するためには、老朽化施設の早急な改築・更新が必要であるとともに、施設再整備のタイミングにおいて、災害発生時を想定した構造、能力のレベルアップが必要である。（＝課題の特定）</p> <p>具体的には、面的防護方式等による老朽化施設等の改築・更新を推進するとともに、併せて緊急復旧路や災害関連情報を提供する施設等危機対応能力を向上する機能を付加し、背後地の地域安全性の向上を図る。（＝施策の具体的内容）</p>		
社会的二一ズ	<p>高潮災害による家庭用品等の被害率¹は、浸水深の上昇が急激で移動する十分な時間がない場合が多いため、河川浸水による被害率²より、床下浸水、床上浸水ともさらに高い傾向にある（例えば床上浸水深50cm～99cmの場合、¹は31.5%、²は19.1%、国土技術政策総合研究所資料）。</p> <p>海岸域においては、早期の浸水解消や高潮等災害発生時における災害弱者（子供、老人、要救護者等）への確実な防災情報伝達が求められている（台風9918号による高潮災害に対する住民の意見アンケート（国土技術政策総合研究所資料）等）。</p>		
行政の関与	<p>海岸管理者である行政主体が、一次的な災害対応主体である市町村と連携の下、高潮等の災害対策を実施することが必要である。</p>		
国の関与	<p>広域にわたる被害が懸念される高潮等の災害に対して、総合的な対策を実施するためには、国が積極的に支援していくことが必要である。</p>		
施策等の効率性	<p>伊勢湾台風等を契機に整備された海岸保全施設の老朽化等、防護機能の低下が顕在化しつつある現在、本事業を創設することで、施設の改築・更新に併せて、既存ストックを有効活用した耐久性の高い施設への転換が可能となり、背後地の安全性が低コストかつ早急に向上する。</p> <p>また、機能の付加により、想定外外力を伴う災害に対しても対応可能となり、海岸部における危機管理体制の充実による背後地の安全度が向上する。</p>		

<p>施策等の有効性</p>	<p>老朽化等機能の低下した施設は、災害発生時に終局的な被災を生ずる恐れのある脆い構造であるが、本事業の創設により、老朽化施設等の適切な改築・更新が行われ、高潮等の災害に対して強固な構造となり、津波・高潮等の災害から防護されていない人口・土地面積が着実に減少し、背後地の安全性が向上する。</p> <p>また、既設堤防を用いた緊急復旧路等の整備により、復旧資材の迅速な搬入等が可能となるとともに、情報伝達施設等の整備により、防災関連情報の提供や水門等の高波浪時の遠隔操作が可能となるなど、機能の高度化により、非常時における海岸や背後地の安全性が向上する。</p>
<p>その他特記すべき事項</p>	<p>注) 面的防護方式とは、複雑に作用する波浪等の外力を複数の海岸保全施設によって分散させて受け止める海岸の防護形態であり、施設の耐久性を高めるとともに、海浜の利用や景観に配慮した質の高い海岸づくりに資するものである。</p>

事前評価票【No.37】

施策等名	臨海部低未利用地の利用転換の促進	担当課	港湾局開発課民間活力推進室
施策等の概要	<p>(財)民間都市開発推進機構が支援する特定民間都市開発事業の三大都市圏における事業対象区域を拡大するとともに、同機構による土地取得・譲渡業務を臨海部において新たに導入する。</p> <p>【予算額：港湾開発資金貸付金10億円】</p>		
施策等の目的	大都市における臨海部低未利用地の利用転換を促進する		
関連する政策目標	5) 住環境、都市生活の質の向上		
関連する業績指標			
指標の目標値等			
施策等の必要性	<p>我が国の経済構造改革を進める上で、都市の国際競争力と魅力を高め、都市再生を行うことが重点課題の1つとなっている。特に大都市を中心とする臨海部の工業地域には、高度経済成長期に立地した工場の転廃業等により相当規模の低未利用地が発生し、活力の低下等の問題が生じており、その用途の転換により有効利用を図ることが求められている。これまでも、臨海部用地における民間事業者による土地の有効活用のための施策を進めてきたが、平成12年度末時点で、全国の臨海部で約5000haの低未利用地が発生しており、民間事業者による土地の有効利用が進んでいない状況にある。</p> <p>(=目標と現状のGAP)</p> <p>この原因を考察するに、臨海部用地には既存市街地と比べ規模が大きく、周辺が工場地域であること等の特性があるため新たなプロジェクト実現に投資リスクが大きいことや土地所有者に新たな事業に関するノウハウが不足していること等が低未利用地の利用転換が進まない原因であると考えられる。</p> <p>(=原因分析)</p> <p>このような原因を解消するためには、長期低利の資金を安定的に供給すること等により長期的な観点から事業の成立を図ることを可能とするとともに事業化に必要な情報提供を行うこと等によりプロジェクト立ち上げの可能性を高めることが必要である。</p> <p>(=課題の特定)</p> <p>これらを解決するため、長期低利の資金を安定的に供給することができる(財)民間都市開発推進機構による特定民間都市開発事業の三大都市圏臨海部における事業対象区域を特定港湾開発地区以外に拡大するとともに、同機構が民間都市開発事業の計画地(事業見込地)を取得して事業の立ち上げ支援を行う土地取得・譲渡業務を、臨海部においても導入することとする。</p> <p>(=施策の具体的内容)</p>		
社会的ニーズ	臨海部低未利用地を利用転換し、港湾機能・都市機能の向上による活力ある都市の形成や、水際線の市民によるアメニティ豊かな生活環境の向上を図ることは、都市再生の重要な課題の一つであり、社会的要請は大きい。		
行政の関与	臨海部の低未利用地の利用転換は、都市計画、港湾計画等の各種計画と調整しながら進めることが必要であり、その効果は広く港湾機能・都市機能の向上として市民に還元されるものであるため、行政の関与が必要である。		

国の関与	都市再生は我が国の経済構造改革を進める上で重要な課題の一つであり、緊急的に推進する必要があることから、国が必要な支援を行う必要がある。
施策等の効率性	国が無利子貸し付けを行うことにより、民間都市開発に多数の投資が行なわれるとともに事業完了後には民間により諸活動が行なわれ、民間需要の誘発効果は大きい。
施策等の有効性	特定民間都市開発事業や土地取得・譲渡業務の対象範囲を拡大することにより、民間事業者による低未利用地を活用したプロジェクトが実現し、臨海部低未利用地の土地利用転換が促進される。また、今後5年間（平成14年から平成18年度）において臨港地区内低未利用地の4%程度が利用転換されるものと期待される。
その他特記すべき事項	

事前評価票【No.38】

<p>施策等名</p>	<p>循環型社会実現のための静脈物流システムの構築</p>	<p>担当課</p>	<p>港湾局 環境・技術課 環境整備計画室</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>循環型社会の実現を図るため、静脈物流の拠点となる港湾において、既存ストックを最大限に活用し、物流コストの低減及び環境負荷の軽減を主眼においた静脈物流システムを新たに構築する。</p> <p>特に、大量のゴミの廃棄で処理の限界に至っている大都市圏においては、臨海部の低・未利用地等を最大限に活用し、新しい循環型の都市に再構築すべく、エコタウン事業と連携しつつ、総合的な静脈物流拠点の形成を図る。</p> <p>具体的な施策手段：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル処理施設、残土処分等の廃棄物海面処分場、ストックヤード等の物流関連施設を一体的に整備する港湾を総合的な静脈物流拠点として指定 ・ 港湾整備事業による静脈物流関連施設（循環資源ストックヤード等）の整備及び既存ストックの活用 ・ 再生処理後の残渣等の受け皿となる廃棄物海面処分場を整備・活用 ・ 民間の能力を活用した廃棄物海面処分場延命化施設の整備に対する支援を実施 等 <p>【予 算 額：港湾整備事業費（国費） 1 1 4 億円(3 2 億円)】 【税制減税額：2 8 百万円】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>港湾空間において総合的な静脈物流拠点を整備するとともに、海上輸送を活用した全国的な循環資源の輸送網として広域静脈物流ネットワークを構築し、循環型社会の形成に資する。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>25) 循環型社会の形成</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>105) 港湾における廃棄物の取扱い比率</p> <p style="text-align: center;">〔 全国で輸送・埋立処分される廃棄物の総量のうち、港湾において輸送・埋立処分されるものの比率である。 〕</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物 2 1 % (H18 年度) ・ 産業廃棄物 1 4 % (H18 年度) 		
<p>施策等の必要性</p>	<p>従来、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設については、主に民間事業者が自ら整備してきたところであるが、この結果としてリサイクル関連施設の整備が全国的に充分進んでいるとは言えず、かつ、民間事業者におけるリサイクル資材の活用も進んでおらず、必ずしも循環型社会の形成が進展しているとは言い難い状況にある。</p> <p>(= 目標と現状の G A P)</p> <p>この原因を考察するに、リサイクル関連施設については、立地に関する地域の合意を得ることが困難なことや、適当な施設用地を確保することが極めて困難であること、また、廃棄物の陸上輸送コストが高いため民間事業者がリサイクル資材の活用を控えているということが考えられる。</p> <p>(= 原因の分析)</p> <p>これを解決するためには、用地の確保の容易性や物流基盤・廃棄物海面処分場といった既存ストックの蓄積というポテンシャルを有する臨海部においてリサイクル関連施設を一体的に整備するとともに、これらが整備された臨海部を長距離大量輸送に適し低廉かつ環境にやさしい海上輸送により広域ネットワーク化し、廃棄物の輸送コストを低下させることが不可欠である。</p>		

	<p>(= 課題の特定)</p> <p>具体的には、港湾整備事業による静脈物流関連施設や廃棄物海面処分場の整備の推進・既存ストックの活用・民間能力を活用した廃棄物海面処分場延命化施設の整備に対する支援措置の創設等により、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を図ることとする。</p> <p>(= 具体的な施策内容)</p>
社会的ニーズ	<p>成熟期を迎えた我が国の経済社会は、これまでの大量消費・大量廃棄を前提とした社会から、廃棄物の減量化・リサイクルの推進による循環型社会への転換が不可欠となっている。また、廃棄物の減量化・リサイクルを推進しつつ、どうしても必要となる最終処分場を計画的に確保することは、国民の生活環境の保全及び我が国の経済活動の持続的な発展の観点から、喫緊の課題である。</p>
行政の関与	<p>広く人々の生活や産業活動に影響するとともに環境の改善に資する社会資本整備であることから、行政が実施する必要がある。</p>
国の関与	<p>本施策の効果が一区域に留まらず広域にわたること、全国的な静脈物流ネットワークを形成するには地域間の調整を行う必要があること等から、国が関与する必要がある。</p>
施策等の効率性	<p>比較的土取得しやすく既存の港湾インフラを活用できる港湾において関連施設を一体的に整備し静脈物流拠点整備を行うとともに、各拠点を陸上輸送に比べ低コストな海上輸送で結びネットワーク化することで、投入した費用に対し大きな施策効果を得ることができる。</p> <p>また、本施策においては、補助・起債による公共施設整備、民間活力の導入による施設整備、所要の規制緩和等を複合的に組み合わせて実施することで、費用対効果をより大きなものとするることができる。</p>
施策等の有効性	<p>本施策の実施により、リサイクル施設の集約化や関連施設との一体的な整備による処理コストの低減、海上輸送の活用による物流コストの削減が図られることで、循環資源のリサイクルに要する費用を大幅（おおむね2割）に削減でき、循環型社会の形成を促進し、国民生活及び産業経済活動に大きなインパクトを与えることとなる。</p>
その他特記すべき事項	<p>「静脈物流」とは、廃棄物を収集・運搬し、リサイクル施設や適切な処分を行う施設まで輸送する人間の静脈と同様な役割を果たしている物流であり、廃棄物が再資源化の処理を受け、製品として再び社会に供給されていく一連のシステムを静脈物流システムという。</p>

事前評価票【No.39】

<p>施策等名</p>	<p>公共荷捌き施設等整備事業に対する P F I 税制の拡充</p>	<p>担当課</p>	<p>港湾局開発課民間活力推進室</p>
<p>施策等の概要</p>	<p>P F I による中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルにおける公共荷捌き施設整備事業の支援及び促進を図るため、管理棟等を P F I 税制の特例対象とする。 P F I 事業者が事業用資産を取得した場合に生ずる都市計画税について、現行では減税措置がないことから、上記とともに特例措置を講ずる。【減税見込額：7 百万円程度（平成 1 4 年度）】</p>		
<p>施策等の目的</p>	<p>港湾における社会資本整備の分野に民間の資金・能力を活用するための新たな取組として、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナル公共荷捌き施設整備について P F I を導入する。 当該 P F I の導入により、施設の効率的な運営、質の高い公共サービスの提供が期待され、公共が整備する港湾インフラ施設（岸壁等）の有効活用が図られる。</p>		
<p>関連する政策目標</p>	<p>12) 国際競争力の強化</p>		
<p>関連する業績指標</p>	<p>42) 国際コンテナ貨物・国際ばら貨物の陸上輸送コストの削減率</p>		
<p>指標の目標値等</p>	<p>平成 1 8 年度までに 2 0 % 削減（国際コンテナ貨物）</p>		
<p>施策等の必要性</p>	<p>平成 1 1 年度に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）が施行され、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルの公共荷捌き施設について P F I による整備を図るための環境整備を講じてきたところであるが、未だ整備が行なわれるに至っていないという現状がある。（＝目標と現状の G A P） この原因を考察するに公共荷捌き施設はそもそも採算性が低いため、これまで岸壁等港湾インフラとともに港湾管理者が整備してきたところであり、事業の収益性が極めて低く民間事業に馴染みにくいという性格を有している。また、当事業は、初期投資の大きい装置型の事業であり、収入源となる貨物取扱量は開業後徐々に増加するものであることから、事業初期における負担が大きいという不利な条件を有しており、これらが事業の実現に至っていない原因と考えられる。（＝原因分析） 上記の課題の解決を図るためには、事業初期における負担を軽減するとともに、事業の低採算性を改善するための措置を講じることが必要である。これは事業主体が港湾管理者の場合には負担しておらず、民間事業者との条件のアンバランスを是正する観点からも必要な措置と考えられる。（＝課題の特定） 具体的には償却資産に限り固定資産税の課税標準額を 1 / 2 としているが、特例対象に家屋を追加するほか、新たに都市計画税について特例措置を新設する。（＝施策の具体的内容）</p>		

社会的ニーズ	「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、コンテナターミナルについて民間の経営能力を活かして施設の利用効率を向上し、物流コストの低減化を図ることが社会的に求められている。
行政の関与	当該事業は、公共コンテナターミナルとして港湾管理者が整備した岸壁等の港湾インフラ施設と一体的に運営・経営されるものであり、行政が整備について支援するとともに、その運営について一定の関与をすることが必要である。
国の関与	経済構造改革を進める上で民間の能力を活用して公共施設等を効率的かつ効果的に整備することが重要な課題の一つであり、国として所要の支援等を行う必要がある。
施策等の効率性	行政が当該事業を行った場合税収は発生しないため、本税制特例措置によりただちに税収減額負担が発生するものではない。 一方で、公共荷捌き施設の効率的な運営、質の高い公共サービスの提供が期待される。
施策等の有効性	本施策が実施されることにより、中枢・中核国際港湾のコンテナターミナルの公共荷捌き施設整備についてP F Iの導入が促進され、当該施設の効率的な運営や質の高いサービスの提供がなされる。
その他特記すべき事項	P F I法第16条

措置状況報告票（事前評価）【No.16】

担当部局	河川局、港湾局
事前評価票の 施策等名	既存ストックを活用した高潮等に対する海岸防災機能の高度化
評価結果に基づく 措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸関係省庁が連携し、ソフト・ハード一体となった海岸部の危機管理機能の高度化を推進するため、海岸保全施設の整備と併せ、既の実施している情報基盤整備を含め、地域の防災計画と整合を図りつつ、緊急時の迅速な避難や緊急復旧等に活用可能な管理用通路を整備することを内容とする海岸危機管理機能高度化事業を創設するための予算要求を行った（平成 13 年 8 月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 14 年度国土交通省重点施策第 2 部の 5 .(1)「ハード・ソフト両面からの防災・安全対策による被害の回避、最小化」に該当する施策として重視。 ・ 高潮等の災害予防対策としての海岸保全施設整備に加え、被害発生時の迅速な対応を支援する措置が、総合的な海岸防災対策として重要と認識。 さらに、高潮等災害に備える緊急性に加え、現下の厳しい地方財政も勘案し、管理用通路や取付道路の設置改良等を促進する支援措置の強化が必要と判断。
現状と今後の予定	平成 14 年度当初予算額：海岸事業費 305 億円（国費、河川局所管分）、323 億円（国費、港湾局所管分）の内数をもって本施策を推進。
その他特記事項	

措置状況報告票（事前評価）【No.37】

担当部局	港湾局
事前評価票の 施策等名	臨海部低未利用地の利用転換の促進
評価結果に基づく 措置	民間都市開発推進機構の土地取得・譲渡業務を臨海部において新たに導入するために関係機関との調整を行なった。（平成13年8月） 民間都市開発推進機構の三大都市圏の臨海部における特定民間都市開発事業の対象区域を拡充し、総合静脈物流拠点整備計画の重点整備地区を追加するための予算要求を行なった。（平成13年8月）
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年度重点施策別表 民間需要の誘発、雇用創出等に資する主な施策の「臨海部低未利用地を活用した都市・交流拠点の形成」
現状と今後の予定	平成14年度予算 港湾開発資金貸付金10億円 民間都市開発機構の対象事業における三大都市の特例の地区要件に、リサイクルポートの指定を受けた総合静脈物流拠点整備計画に掲げる重点整備地区を追加する予定。
その他特記事項	

措置状況報告票（事前評価）【No.38】

担当部局	港湾局
事前評価票の施策等名	循環型社会実現のための静脈物流システムの構築
評価結果に基づく措置	<p>静脈物流関連施設整備に係る予算要求を行った。（平成13年8月）</p> <p>ゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システムの構築に関する調査要求を行った。（平成13年8月）</p> <p>廃棄物埋立護岸の延命化に資する廃棄物海面処分場延命化施設を民活法特定施設に追加するため、民活法の一部を改正する法律案を国会に提出した。（平成14年3月）</p>
関連して講じた措置	
政策判断の理由	<p>平成14年度国土交通省重点施策「第2部の2．環境にやさしい社会の実現（2）循環型社会構築に向けた廃棄物の発生抑制、再資源化・再生利用等の推進等及び別表 平成14年度重点施策における主な融合・連携施策の静脈物流システムの構築」</p>
現状と今後の予定	<p>平成14年度予算額：港湾整備事業費（国費） 114億円(32億円)</p> <p>民活法改正案については、衆議院での審議が終了し、引き続き参議院において審議予定。</p> <p>リサイクル処理施設、残土処分等の廃棄物海面処分場、ストックヤード等物流関連施設を一体的に整備する港湾（リサイクルポート）を総合的な静脈物流拠点として平成14年5月に1次指定を実施する予定。また、平成14年度中に2次指定を実施する予定。</p> <p>民間都市開発機構の対象事業における三大都市の特例の地区要件に、リサイクルポートの指定を受けた総合静脈物流拠点整備計画に掲げる重点整備地区を追加する予定。</p>
その他特記事項	

措置状況報告票（事前評価）【No.39】

担当部局	港湾局
事前評価票の 施策等名	公共荷捌き施設等整備事業に対するPFI税制の拡充
評価結果に基づく 措置	PFIによる公共荷捌き施設等整備事業について、固定資産税の特例措置の対象を拡充（家屋を追加）するほか、新たに都市計画税について特例措置を創設する税制改正要望を行った（平成13年8月）。
関連して講じた措置	
政策判断の理由	平成14年度重点施策別表 民間需要誘発、雇用創出等に資する主な施策の「PFI等の積極的推進」
現状と今後の予定	PFIによる公共荷捌き施設等整備事業について、固定資産税の特例措置の対象が拡充（家屋が追加）され、新たに都市計画税について特例措置が創設された（平成14年3月）。
その他特記事項	PFI法第16条